

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	九州ルーテル学院
②設置大学名称	九州ルーテル学院大学
③担当部署	大学事務部総務課
④問合せ先	E-mail: klc_soumu@klc.ac.jp Tel:096-343-1600
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 8 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 8 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.klc.ac.jp/about-us/disclosure/college-school/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 (掲載先 URL) https://www.klc.ac.jp/about-us/philosophy/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して各学科・専攻においてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを明確に示し、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を提示しています。また自己点検・評価や各種アンケート調査により、カリキュラムの見直しを行い、教育の質の向上に努めています。 (掲載先 URL) ○人文学科キャリア・イングリッシュ専攻 https://www.klc.ac.jp/academics/humanities-career_english/policy/ ○人文学科保育・幼児教育専攻 https://www.klc.ac.jp/academics/humanities-childcare_education/policy/ ○人文学科児童教育専攻 https://www.klc.ac.jp/academics/humanities-elementary_education/policy/ ○心理臨床学科 https://www.klc.ac.jp/academics/clinical-psychology/policy/ ○大学院人文学研究科 https://www.klc.ac.jp/academics/graduate_school-humanities/policy/ ○自己点検・評価結果及び各種アンケート調査結果 https://www.klc.ac.jp/about-us/disclosure/college-school/

実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学長補佐の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしています。 （掲載先 URL） ○九州ルーテル学院大学学則 第 18 章 教育研究実施組織等 https://www.klc.ac.jp/wp-content/themes/klc/document/about-us/info/regulation/1-2_gakusoku-college2026.pdf
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、両者の連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意しています。 （掲載先 URL） ○九州ルーテル学院大学学則 第 64 条の 2（教員と事務職員等の連携・協働） https://www.klc.ac.jp/wp-content/themes/klc/document/about-us/info/regulation/1-2_gakusoku-college2026.pdf
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています また、FD・SD 委員会において年次計画を策定し、各部署等と共同して各種研修を実施しています。 （掲載先 URL） ○九州ルーテル学院大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）実施に関する基本方針 https://www.klc.ac.jp/wp-content/themes/klc/document/about-us/disclosure/college-school/fd-sd-basicpolicy.pdf

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	九州ルーテル学院大学第2期中期目標・中期計画（ビジョン 2020）（2020～2029）を策定し、運用しています。ビジョン 2020 に基づき、毎年度の活動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進しています。 ビジョン 2020 は、大学ホームページで公開しています。 （掲載先 URL） ○九州ルーテル学院大学ビジョン 2020 https://www.klc.ac.jp/about-us/info/vision2020/
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	「九州ルーテル学院大学内部質保証の方針」に基づき、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長の下に内部質保証推進会議を置いています。推進会議は、教育研究活動等の適切性及び有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括しています。 また、推進会議の下に、自己点検・総合評価委員会を置き、中期目標・中期計画で定めた事項を中心に、学部等ごとに毎年度実施している当該目標指標・根拠資料等による実績の評価を行い、その結果を踏まえて改善策を策定。これを自己点検・評価報告書に取りまとめ、学部等ごとの自己点検・評価として、推進会議に提案しています。その過程では、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにし、適切な目標設定を行った上で、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行っています。 各年度の自己点検・評価報告書は、大学ホームページで公開しています。 （掲載先 URL） ○九州ルーテル学院大学内部質保証の方針 https://www.klc.ac.jp/wp-content/themes/klc/document/about-us/disclosure/management-policy/naibushitu-houshin2021.pdf ○自己点検・評価報告書 https://www.klc.ac.jp/wp-content/themes/klc/document/about-us/disclosure/college-school/Self_Assessment_College_2025.pdf

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は開学以来、建学の精神にある「感恩奉仕」をスクールモットーに、多様性を理解し、他者や社会を尊重し、地域と世界に貢献できる人材を企業、教育、保育、心理・福祉関係など様々な分野に輩出してきました。特に、地域のエッセンシャルワーカーである、保育士、幼稚園教諭、小中高校教諭、精神保健福祉士、公認心理師等を多数輩出し、地域に貢献しています。 また、社会人の学び直しのために「ルーテル・リカレント講座」（2026 年度から「市民公開講座～ルーテルで学ぼう～」に名称変更）を開講し、社会人の知的好奇心や向学心に応えています。 （掲載先 URL） ○本学のキャリア支援の取組み https://www.klc.ac.jp/career/ ○ルーテル・リカレント講座 https://klc-regional.klc.ac.jp/#recurrent
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では「地域連携推進センター」及び「ボランティアセンター」において社会貢献及び地域連携のための様々な活動を展開してきました。 2026 年 4 月に「地域連携推進センター」「ボランティアセンター」「グローバルセンター」を再編統合して、地域連携、ボランティア及びグローバルに特化した業務を行うセンターとして「アウトリーチセンター」を設置し、社会貢献及び地域連携に加え国際連携活動を強力に推進していきます。 （掲載先 URL） ○本学の地域連携等の取組み https://www.klc.ac.jp/regional_cooperation-global/ ○アウトリーチセンター https://outreach.klc.ac.jp/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は開学以来、建学の精神にある「感恩奉仕」をスクールモットーに、多様性を理解し、他者や社会を尊重し、地域と世界に貢献できる人材を育成しています。特に、様々な障がいを持つ学生が充実した学生生活を送れるよう、「障がい学生サポートセンター」が中心となって手厚い支援を行っています。 (掲載先 URL) ○学生サポート体制 https://www.klc.ac.jp/campus/support/student-support-service/ ○障がい学生サポートセンター https://support.klc.ac.jp/
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮し、理事 4 人（総数 11 人）、監事 1 人（総数 2 人）、評議員 8 人（総数 13 人）の女性を登用しています。 (掲載先 URL) ○九州ルーテル学院理事・監事及び評議員名簿 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/trustees-councilors2026_2.php

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人九州ルーテル学院寄附行為で明確に定めています。（第 4 章第 1 節 理事の選任及び解任等） 評議員会を理事選任機関とし（第 6 条）、理事選任に当たっては、評議員会の意見を十分に踏まえた上で、適切に理事を選任しています。 (掲載先 URL) ○学校法人九州ルーテル学院寄附行為 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/kifu2025.pdf

実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	学校法人九州ルーテル学院寄附行為で明確に定めています。(第4章第2節 理事会及び理事の職務等) 理事会及び評議員会は、四半期ごとに定期開催しています。法人業務遂行上の重要事項については、予め評議員会の意見を聴くことを必須とし、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。(第37条) (掲載先 URL) ○学校法人九州ルーテル学院寄附行為 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/kifu2025.pdf
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	大学を含む法人の運営状況や経営・財務状況、教育研究の成果、重要な施策等についての資料を、全ての理事に対し、十分な期間を確保して理事会開催前に提供し、理解を深めるための準備ができるような環境を整えています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人九州ルーテル学院寄附行為で明確に定めています。(第5章 監事、第8章 会計監査人) 監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任されます。監事については、その独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとしています。(第23条、第50条) (掲載先 URL) ○学校法人九州ルーテル学院寄附行為 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/kifu2025.pdf
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」に定めています。 また、監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人執行部（理事長、学院長、各機関の長等）で組織する「学院常議会（毎月開催）」に出席し、法人の業務・財務状況等の情報共有を図っています。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査に必要な情報となる資料の閲覧等を「監事監査規程」に明記しています。 また、監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人執行部（理事長、学院長、各機関の長等）で組織する「学院常議会（毎月開催）」に出席し、法人の業務・財務状況等の情報共有を図っています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人九州ルーテル学院寄附行為で明確に定めています。（第6章第1節 評議員の選任及び解任等） 評議員は、学校法人内の各機関（大学、中高、こども園等）の在籍教職員のほか、様々なステークホルダー（同窓生、保護者、学識経験者）から評議員会で選任することとしています。（第32条） （掲載先 URL） ○学校法人九州ルーテル学院寄附行為 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/kifu2025.pdf
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	学校法人九州ルーテル学院寄附行為で明確に定めています。（第6章第2節 評議員会及び評議員の職務等） 理事会及び評議員会は、四半期ごとに定期開催しています。法人業務遂行上の重要事項については、予め評議員会の意見を聴くことを必須とし、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。（第37条） （掲載先 URL） ○学校法人九州ルーテル学院寄附行為 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/kifu2025.pdf
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会の議案及び資料等は、全ての評議員に対し、十分な期間を確保して評議員会開催前に提供し、理解を深めるための準備ができるような環境を整えています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	次の規程を制定し、危機管理体制を整備しています ・学院リスクマネジメント規程 ・学院リスクマネジメント・ガイドライン ・大学リスクマネジメント基本規程 ・大学リスクマネジメント・ガイドライン 規程及び各種マニュアル等は学内ポータルサイトに掲載し、全構成員に周知しています。 規程及びマニュアルは適時に見直していきます。 事業継続計画については、策定に向け検討中です。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	各種規程を整備して、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 規程は学内ポータルサイトに掲載し、全構成員に周知するとともに、学外にも公表しています。 また、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口を設置し、内部通報体制を整備しています。 (掲載先 URL) ○大学における研究倫理関連規程 https://www.klc.ac.jp/about-us/research/research-ethics/ ○ハラスメントの防止などについて https://www.klc.ac.jp/about-us/info/harassment-prevention/

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	公開する情報の項目、公開方法等を明記した「学校法人九州ルーテル学院情報公開規程」を制定し、大学を含む学院の活動に関する社会的説明責任を果たし、本学院が保有する情報を積極的に公開することによって、公正かつ透明性の高い運営を実現し、自律的な運営及び教育研究の質の向上を図っています。 (掲載先 URL) ○学校法人九州ルーテル学院情報公開規程 https://kluther-gakuin.jp/disclosure/pdf/disclosurerule2020.pdf

実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	リニューアルした大学ホームページや入学案内、ファクトブック、広報誌、各種パンフレット等の媒体を活用し、本学のステークホルダー（高校生、保護者、同窓生、地域社会等）にわかりやすいコンテンツの作成・情報発信に努めています。 また、公式 SNS（Instagram、X）を開設し、常にタイムリーな情報発信に努めています。 さらに、プレスリリースによる各種メディアへの情報発信を積極的に行い、本学の教育研究活動を公表しています。 （掲載先 URL） ○大学ホームページ https://www.klc.ac.jp/ ○大学案内（デジタルパンフレット） https://www.d-pam.com/klc/2514860/index.html?tm=1#target/page_no=1 ○ファクトブック https://www.klc.ac.jp/about-us/info/factbook/ ○プレスリリース https://www.klc.ac.jp/pr

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明